

奈良県の観光入込客数（2008年実人数）は1,500～1,900万人が ～「観光入込客統計に関する共通基準」導入の影響～

観光庁は、7月30日に「観光入込客統計」の実施スケジュール、都道府県の共通基準の導入状況を公表した。「観光入込客統計」は、観光庁が都道府県との連携の下、昨年12月に策定した「観光入込客統計に関する共通基準」により行われるもので、「観光入込客数」や「観光消費額」等について地域間での比較・分析が可能となる。以下に、観光入込客統計の現状および共通基準の概要等を解説する。

1. 観光入込客統計の現状

観光入込客数の実態把握は、全国で統一的な方法で実施されていない（奈良県を含め大半が延べ人数で把握）ため、都道府県比較ができなかった。この点を改善すべく、（社）日本観光協会が1996年に「全国観光統計基準」（実人数で把握）を作成したが、同基準に切り替えて延べ人数から実人数へ移行した場合、観光入込客数の見かけ上の大幅減少が懸念されるため、同基準の採用は一部府県に止まっていた。

「全国観光統計基準」採用による観光入込客数の変化

都道府県	入込客数（万人）			前年比（％）	切替え年（調査年）
	前年（延べ人数）	切替年（実人数）	減少人数		
北海道	12,808	4,850	-7,958	37.9	1997年
秋田県	4,367	1,981	-2,386	45.4	2001年
山梨県	4,067	3,404	-663	83.7	1999年
岐阜県	5,518	3,579	-1,939	64.9	1997年
三重県	4,396	3,149	-1,247	71.6	2005年
福井県	2,204	879	-1,325	39.9	2004年
鳥取県	1,059	870	-189	82.2	1998年
島根県	2,034	769	-1,265	37.8	1997年

資料：社団法人日本観光協会「数字でみる観光」、各都道府県のホームページ

2. 「観光入込客統計に関する共通基準」の導入

観光庁では、地域における観光政策の推進に資するよう、観光入込客に関する統一的な把握のための「共通基準」（詳細は後述）を策定した。本共通基準に則った調査を実施することで、都道府県レベルの観光入込客数、観光消費額について、季節ごとの把握・比較が可能となり、地域における観光統計の整備の大きな一歩となることが期待されている。

●調査スケジュール

2010年4～6月期から、順次各県において調査を実施し、結果は「全国観光入込客統計」として四半期ごとに観光庁ホームページ上で公表する。2010年第1回調査（4～6月）の結果は、2010年12月末頃公表予定。年間の統計量は、各四半期の値を合算し、暦年（導入初年度は年度）にて公表。

●共通基準による観光入込統計の導入状況

- ・4～6月調査より導入済み……奈良県等39都道府県
 - ・7～9月調査より導入予定……長崎県、佐賀県
 - ・2011年1～3月調査より導入予定……埼玉等4県
- *大阪府と福岡県は導入時期が未定。

3. 「観光入込客統計に関する共通基準」の概要

●観光入込客統計とは

観光入込客統計は、都道府県ごとの観光地点入込客数、観光消費額単価及び観光消費額について、観光地点等入込客数調査と観光地点パラメータ調査を組み合わせることで統計量を推計するものである。また、両調査により把握できないものについては、他の既存統計調査等を活用して推計する。

●観光地点（集計対象分類）の整理

本統計で統計量の推計対象となる観光地点は、以下の3つの要件を満たす観光地点である。

観光地点とは【共通基準要件】

- ①非日常利用が多い（月1回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満）と判断される地点であること。
 - ②観光入込客数が適切に把握できる地点であること。
 - ③前年の観光入込客数が年間1万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が5千人以上であること。
- *但し、行祭事・イベントについては、②及び③の要件を満たすものを集計の対象として取り扱う。

●主な調査事項

A. 観光地点等入込客数調査（全数調査）

都道府県内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人数（月別入込客数）を、観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等に四半期ごとに報告を求め調査する〔実施時点：四半期の末日〕。

B. 観光地点パラメータ調査（サンプル調査）

都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、訪問地点数、観光消費額単価等について、四半期ごとに調査する。

「観光地点パラメータ調査」の概要

①調査目的

観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価等の把握

②調査単位

観光地点、個人

③調査対象

- 四半期ごとに行う1回の調査では、3,000サンプル以上の回収を目標とする。この場合のサンプル数とは、回収票数ではなく、回答者を含む同行者数の合計を意味する。
- 本調査を行う観光地点は、10地点以上とし、原則として5年間固定して実施。
- 行祭事・イベントについては、本調査の対象外。

④実施時期

四半期に含まれる休日1日で、当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日。

⑤調査事項

日帰り・宿泊別、同行者数、都道府県内訪問観光地点名、都道府県内観光消費額単価等

⑥実施方法

観光入込客数規模を考慮して選定した観光地点において、調査票を用いた調査員による聞き取り方式又は回答者による自己記入方式により実施。

⑦集計事項

属性別平均訪問地点数、属性別平均利用宿泊施設数、属性別観光消費額単価等について集計。

●観光入込客数、観光消費額単価等の推計

観光地点により観光入込客数や訪問地点数、消費額が異なるため、共通基準では観光地点ごとの観光入込客数の多寡を反映して訪問地点数（延べ人数を実人数に直す際に必要）や観光消費額単価を推計することになっている。

4. 奈良県の観光入込客数（実人数）は？

今回の共通基準の採用に先立ち、昨年、複数の都道府県が参加して共通基準作成に向けた試験調査が行われ、奈良県も同調査に参加していた。

観光庁の「観光統計の整備に関する検討懇談会観光入込客統計分科会報告書（2010年3月）」によると、奈良県の平均訪問地点数は2009年第2四半期が2.3、第3四半期が2.4となっている。また、奈良県の観光入込客数は第2四半期が日帰り4,457千人回、宿泊311千人回、第3四半期が日帰り3,374千人回、宿泊398千人回となっている。

【参考】観光地点パラメータ調査・2009年試験調査結果（第2四半期）

	平均訪問地点数	平均訪問都道府県数	消費額単価(円/人)		観光入込客数(千人回)			観光消費額(百万円)
			県内在住者・観光日帰り	県外在住者・観光宿泊	日帰り	宿泊	宿泊割合	
北海道	2.8	1.0	4,542	65,050	8,202	5,211	39%	214,980
宮城県	1.9	1.2	4,544	31,967	4,432	1,384	24%	63,795
神奈川県	2.0	1.1	3,618	26,359	13,609	2,177	14%	139,239
新潟県	1.9	1.0	6,288	23,728	5,294	1,172	18%	68,760
福井県	1.3	1.1	1,361	22,622	4,379	476	10%	20,968
奈良県	2.3	1.5	2,229	20,194	4,457	311	7%	25,028
岡山県	1.1	1.1	2,814	17,747	2,440	878	26%	40,993
山口県	1.7	1.2	2,861	21,110	3,433	664	16%	24,450
愛媛県	2.2	1.2	4,776	23,176	2,875	585	17%	27,529
長崎県	1.7	1.2	2,761	27,391	1,077	963	47%	29,379
宮崎県	1.8	1.3	3,479	18,547	2,931	571	16%	24,373

資料：観光庁「観光統計の整備に関する検討懇談会観光入込客統計分科会報告書（2010年3月）」

上記試験調査の結果（注：2010年からの正式な調査と結果が若干異なることも予想される）を利用して奈良県の観光入込客数（2008年）の実人数を試算したところ、次のような結果となる。

$$\textcircled{1} \quad 3,579 \text{ 万人} \div 2.35 = \underline{1,523 \text{ 万人}}$$

（2008年実績延べ人数）÷（平均訪問地点数：*）

* 奈良県の第2・3四半期の平均訪問地点数の単純平均

$$\textcircled{2} \quad 3,579 \text{ 万人} \div 1.9 = \underline{1,883 \text{ 万人}}$$

（2008年実績延べ人数）÷（平均訪問地点数：*）

* 試験調査に参加した11道県の第2四半期の平均訪問地点数の単純平均

$$\textcircled{3} \quad (8,540 \text{ 千人回}) \times 2 = \underline{1,708 \text{ 万人}}$$

* 第2・3四半期の観光入込客数のパターンが、第1・4四半期にも発生すると仮定し、第2・3四半期の観光入込客数の合計を2倍（08年と09年が同水準の入込と想定）。

共通基準は観光統計の水準を高めるものだが、観光地点ごとの入込数の的確な把握が大前提となる。また、観光地点パラメータ調査でも、地域の事情を踏まえた調査地点の適正な選定・確保、適正なサンプリング等が不可欠となる。

今回の共通基準に先駆けて、前述の「全国観光統計基準」を採用した県では、延べ人数から実人数への切替えにより観光入込客数が大幅減少している。

共通基準の導入は、各県で見かけ上の観光入込客数の大幅減少をもたらす一面もあるが、観光入込客数（実人数）や観光消費額単価等の把握により、各県においてより実効性の高い観光振興策の検討・実施が進むことを期待している。